

長 建 協 発 第 2 7 2 号
平 成 2 5 年 9 月 4 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

長崎県土地改良事業測量作業規程について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、別添のとおり長崎県農林部農村整備課長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

長崎県土地改良事業測量作業規程とは、測量法第33条第1項の規程により国土交通大臣の承認を受けている「農林水産省農村振興局測量作業規程」を準用し、新たに「長崎県土地改良事業測量作業規程」として承認を受けたものであります。

なお、同規程は、農村整備課ホームページ（下記をご参照願います。）に掲載されておりますので、必要に応じダウンロードしてご利用方を願います。

☆ 長崎県農村整備課ホームページ

<http://www.n-nourin.jp/~nousonmenu/top.html>

（同規程掲載箇所は、別紙をご参照願います。）